

介護保険負担限度額認定申請について（参考）

①介護保険負担限度額認定について（概要）

施設サービスを利用する際、施設サービス費の1割（2割・3割）の利用者負担に加え、食費・居住費（滞在費）・日常生活費（理美容代など）が利用者負担となりますが、一定の要件を満たした方を対象に、食費及び居住費（滞在費）の負担を軽減します。対象となる方の所得状況等により、利用者負担段階が区分され（表1）、その利用者負担段階ごとに、食費及び居住費（滞在費）の負担限度額（施設に支払う1日あたりの上限額）が決められます（表2）。

< 表1：利用者負担段階 >

「第1段階」「第2段階」「第3段階①」「第3段階②」に該当する方が、申請により食費及び居住費（滞在費）の負担が軽減されます。

段階	対象者		預貯金額等（夫婦の場合）
	世帯全員が市町村民税非課税	世帯（配偶者も含む）に市町村民税の課税者がいる者	
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 ・生活保護を受けている方		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（★）＋合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（★）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（★）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・本人が市町村民税課税者 ・世帯（配偶者も含む）に市町村民税の課税者がいる者	・預貯金額等が基準額を超える者	

※1 「配偶者」には、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の方を含みます。但し、DV防止法における配偶者からの暴力があった場合や行方不明の場合などは含みません。

※2 対象となるのは、預貯金、有価証券、投資信託、その他の現金、負債（住宅ローン等）などです。

※3 預貯金等の基準額は、利用者の平均支出額および収入と、平均入所期間を考慮して設定されています。

※4 第2号被保険者は若年性認知症等による、長期入所が想定されるため、預貯金額の上限は1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）とする。

※5 (★)年金収入金額=公的年金等収入額(遺族年金や障害年金などの非課税年金を含む)

< 表2：各利用者負担段階に応じた自己負担額（1日あたり） >

●介護老人福祉施設・（介護予防）短期入所生活介護を利用した場合

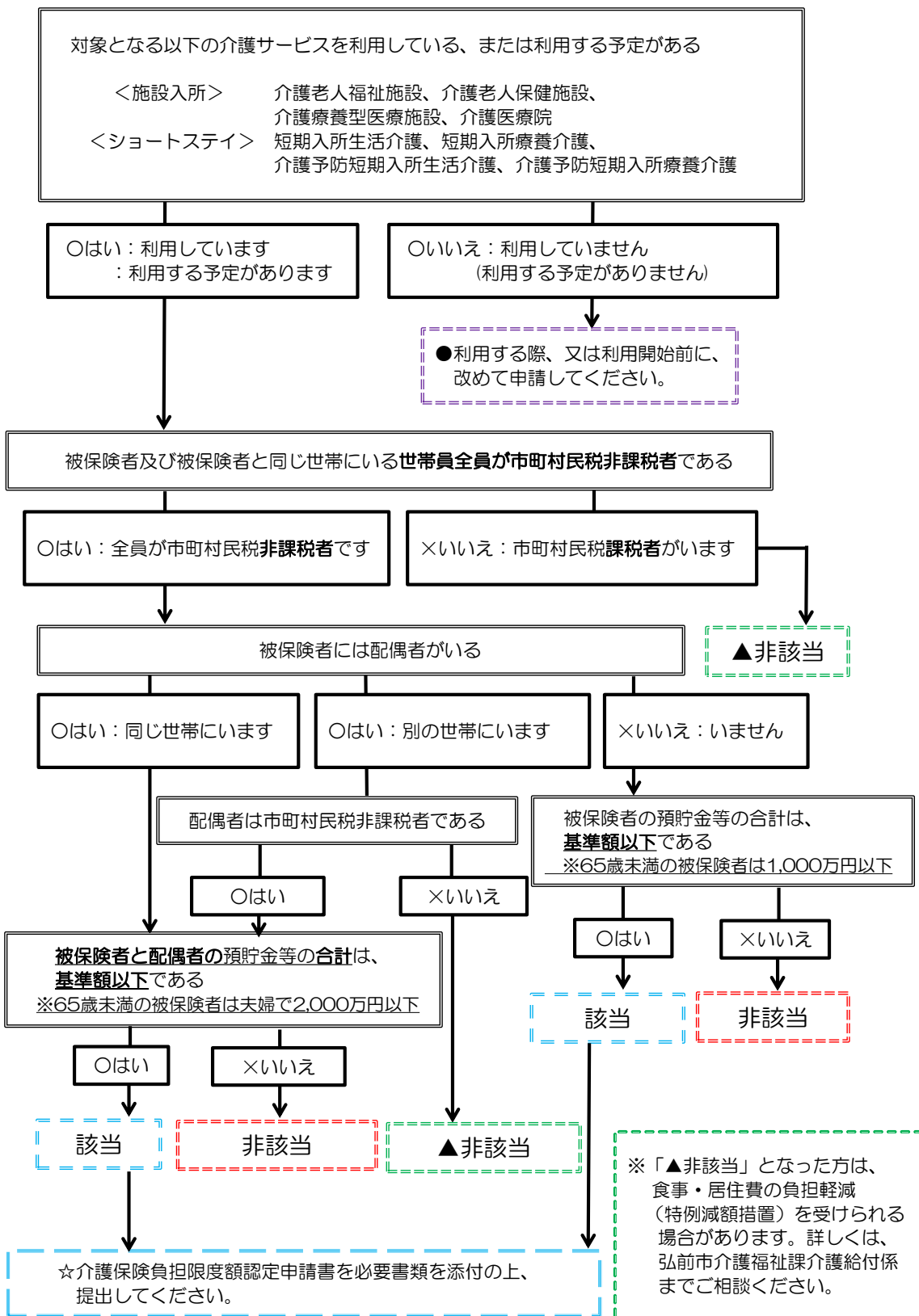
段階	食費 []はショートステイの場合	居住費（滞在費/日額）			
		多床室	従来型個室	ユニット型 個室の多床室	ユニット型個室
第1段階	300円 【300円】	0円	380円	550円	880円
第2段階	390円 【600円】		480円		
第3段階①	650円 【1,000円】	430円	880円	1,370円	
第3段階②	1,360円 【1,300円】				
第4段階 基準費用額	1,445円	915円	1,231円	1,728円	2,066円

●介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護を利用した場合

段階	食費 []はショートステイの場合	居住費（滞在費/日額）			
		多床室	従来型個室	ユニット型 個室の多床室	ユニット型個室
第1段階	300円 【300円】	0円		550円	880円
第2段階	390円 【600円】				
第3段階①	650円 【1,000円】	430円		1,370円	
第3段階②	1,360円 【1,300円】				
第4段階 基準費用額	1,445円	437円		1,728円	2,066円

※実際にお支払いいただく金額は、基準費用額を目安として施設ごとに定められます。具体的な金額は施設との契約で決定しますので、各施設へお問い合わせください。

②食費・居住費（滞在費）の負担軽減の判定 **【軽減要件確認図】**



③介護保険負担限度額認定申請における注意事項

【申請時に必要な書類等】

- 1) 介護保険負担限度額認定申請書
 - 2) 本人・配偶者の預貯金等の資産の額が分かる添付書類
 - ① 申請書と添付書類をホチキス留めしてください。
 - ② 添付書類はA4判の両面コピーにしてください。
 - ③ 預貯金（普通預金・定期預金）のコピー
 - ・通帳及び証書を複数所持している場合は、**全てのコピー**が必要です。
 - ・通帳のコピーは、記帳した上で、銀行名・支店名・名義・口座番号（※1）、申請日から少なくとも2ヵ月分の取引の内容が分かる部分（※2）をコピーしてください。
 - ※1 通帳の表紙もしくは、表紙をめくり口座名義等記載のある箇所(上下とも)
 - ※2 該当全ページ(上下とも)
 - ※3 一つの通帳で定期預金の記載もある場合には、「※2」と同様の写し
 - ※4 インターネットバンクであれば、口座残高がわかるものの写し
 - ・全ての預貯金（普通預金・定期預金）の残高を計算し、合計金額を申請書に記載してください。
- （☆通帳を紛失されている場合には、銀行等に取引内容が分かる書類の発行の可否を確認してください。（紛失時は、追加で書類を添付していただくこともあります。））

※ 申請に必要なとなる預貯金等の資産（一覧）

申請に必要なとなる資産の種類	必要に応じて添付する書類
預貯金（普通・定期）	③をご参照ください。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しでも可能です。
金・銀（積立購入を含む）等、 購入先の口座残高によって時価 評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しでも可能です。
現金(タンス預金も含む)	添付書類なし。 自己申告で申請書に金額を記入してください。
負債（借入金・住宅ローン）	借用書などの写し ※預貯金額等から負債額を差し引いた結果で判定します。

- （※預貯金等の資産に含まれないもの）
- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
 - ・絵画、骨董品、家財など

【負担軽減の対象となるサービス】

- 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護が負担軽減の対象となります。
- 負担軽減を受けるためには、申請に基づき発行された「介護保険負担限度額認定証」を利用している施設、またはケアマネジャーに提示してください。
- なお、通所系のサービス・有料老人ホーム・グループホーム・小規模(看護)多機能型居宅介護等を利用した際の食費・居住費（滞在費）については、軽減の対象になりません。

【注意事項】

- 1) 生活保護受給者、境界層該当者については、添付書類は必要ありません。
- 2) 負担限度額認定証の有効期間は申請のあった月の1日から翌年（1月以降の申請の場合は同年）7月31日までです。
- 3) 一度申請して非該当であっても、その後世帯構成・所得状況・預貯金額等が変更になった場合には再度の判定が可能です。その際は、再申請してください。
- 4) 年度途中において税更正等が行われた場合は、さかのぼって利用者負担段階を変更する場合があります。
- 5) 成年後見人等が代理申請する場合には、代理申請欄への記入をお願いします。
- 6) **申請は強制ではありません。**対象となる条件をご確認の上、必要に応じて申請してください。

④介護保険負担限度額認定申請書チェックリスト

☆申請書を提出する前に、以下の項目について確認をお願いします。

- 新規・更新のいずれかを○で囲んでいますか？
- 年度の切り替えのため、申請書を事前に提出する場合（8月からの利用分を6・7月中に事前の申請をする場合）、事前申請欄に☑を入れていますか？
- 被保険者氏名欄に押印はありますか？(代筆の場合のみ)
- 介護保険施設に入所(院)している場合、施設の所在地、名称、入所(院)年月日を記入していますか？
- 認定証等について、施設または代理申請者へ郵送を希望する場合、チェックを記入していますか？(施設の場合は入所施設記入欄へ、代理申請者へ郵送希望の場合は申請書【※】へ送付先を記入)
- 配偶者の有無に○を記入していますか？
- 配偶者が「有」の場合、「配偶者に関する事項」欄を漏れなく記入していますか？
- 遺族年金または障害年金を受給している場合、受給している年金を○で囲んでいますか？(受給が不明の場合は空欄で構いません)
- 「預貯金等に関する申告」欄にチェックし、預貯金額、有価証券、その他の欄に金額を記入していますか？
※預貯金等の金額が0円の場合でも、「0」の記入をお願いします。
※その他の欄に金額を記入する場合、()内に現金・負債等を記入してください。
- 添付書類の漏れはありませんか？(被保険者、配偶者の預貯金等の写し)

【被保険者(配偶者がいる場合は(内縁関係も含む)同様の添付書類が必要

- 普通預金通帳(ネット口座含む)
- 定期預金通帳(証書(ネット口座含む))
- 有価証券の口座・取引残高がわかる書類
- 負債がわかる書類

【お問い合わせ】

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
弘前市 福祉部 介護福祉課 介護給付係
電話：0172-40-7071 (直通)
FAX：0172-38-3101